

介護保険のお知らせ

高額介護(予防)サービス費の基準が変わります

申請が必要です!!

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が定められています。同じ月に利用した介護サービスの利用者負担が高額になり下記の負担上限額を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護(介護予防)サービス費」として町から給付されます。

高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが町民税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12ヶ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)

◆高額介護(介護予防)サービス費の利用者負担上限額の目安(月額)

平成29年7月まで

平成29年8月から

| 適用区分 | | 負担上限額 | 負担上限額 |
|---------------|----------------------------------|----------------------------|--|
| 現役並み | 現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 | 44,400円(世帯) | 44,400円(世帯) |
| 一般 | 世帯のどなたかが町民税を課税されている方 | 37,200円(世帯) | 44,400円(世帯) <見直し> ※同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定 |
| 非課税 | 世帯の全員が町民税を課税されていない方 | 24,600円(世帯) | 24,600円(世帯) |
| | 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等 | 24,600円(世帯) 15,000円(個人) | 24,600円(世帯) 15,000円(個人) |
| 生活保護を受給している方等 | | 15,000円(個人) | 15,000円(個人) |

食費・部屋代の負担軽減について

毎年、申請が必要ですよ!!

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、本人による負担が原則ですが、所得の低い方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

食事・部屋代の負担軽減を受けるには毎年申請が必要です。忘れずに手続きを行きましょう。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8009

